

第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託 公募型プロポーザルに係る実施要領

1 目的

この業務は老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭に置いた令和9年度～11年度を目標年度とする「第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託」を策定するため、市内高齢者の生活実態等の状況や介護サービスの利用意向などのニーズを調査するとともに、高齢者を対象としたアンケート調査を実施し、計画策定に向けた課題分析などの計画策定支援を行うことを目的としています。

この業務の受託事業者の選定にあたっては、価格のみではなく事業者が有する業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約するため、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を募集します。

2 業務概要

(1) 件名

第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

(2) 内容

第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 場所

四條畷市中野本町1番1号 地内

(5) 提案上限金額（税抜き）

総額 9,090,000円

令和7年度 4,280,000円

令和8年度 4,810,000円

※各年度の予算上限額は増額できません。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号

- のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
 - (4) 参加表明時点において、国又は本市を含む地方自治体から、指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 四條畷市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の「物品役務」「その他業務」の業務で登録があること。
 - (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (7) 法人格を有する団体であること。
 - (8) 情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録（プライバシーマーク取得）がなされていること（JISQ15001等）
 - (9) 第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書の内容をすべて満たすことができること。
 - (10) 地方公共団体と第9期（令和6～8年度）の介護保険事業計画の調査及び策定に関わる契約を2件以上締結し履行した実績があること。

4 プロポーザルの日程

プロポーザルによる業者の選定は、下記のとおり実施する。

日 程（令和7年）	内 容
5月1日（木）	プロポーザル実施要綱等の公告
5月8日（木） 午前9時～12時	質問事項受付
5月12日（月）	質問事項回答日（HPに掲載）
5月15日（木）	参加申込書提出期限
5月23日（金）	選考関係書類の提出期限
5月30日（金）	一次審査結果、二次審査参加依頼書送付
6月13日（金）	企画提案書の提出期限

6月23日（月）	プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)
6月下旬	審査結果通知、契約締結

5 質問書の受付及び回答

企画提案に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 受付日時

令和7年5月8日（木）午前9時～12時

(2) 受付方法

公募型プロポーザルに関する質問書（様式第1号）に質問事項を記載のうえ、下記アドレスまでメールにて提出すること。なお、受信確認のため、送信した直後に高齢福祉課あてに必ず架電すること。

メールアドレス kourei@city.shijonawate.lg.jp

受信確認電話：072-877-2121(内線685)

(3) 回答日

令和7年5月12日（月）

(4) 回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、ホームページに掲載予定。

6 プロポーザル参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月15日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、下記アドレスまでメールにて提出すること。なお、受信確認のため、送信した直後に高齢福祉課あてに必ず架電すること。

メールアドレス kourei@city.shijonawate.lg.jp

受信確認電話：072-877-2121(内線685)

7 選考関係書類の提出

公募型プロポーザル参加申込者は、次のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

ア 業務実績調書（様式第4号）

イ 業務実施体制調書(様式第5号)

※契約締結後の業務体制について記載すること。

ウ 提案見積書(様式第6号)及び参考見積書(任意様式)

※各年度の見積額について、具体的な作業項目の内訳を記載した参考見積書を添付すること。

(3) 提出方法

提出書類を健康福祉部高齢福祉課あてに郵送または持参し、PDF データを電子メールにて送信すること。

8 結果通知書の送付

参加申込みした事業者には一次審査の結果通知書を送付する。

送付予定時期:令和7年5月30日(金)

※一次審査通過事業者には、二次審査の参加依頼書を併せて送付する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年6月13日(金) 午後5時必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書等提出届(様式第3号)

イ 企画提案書(任意様式)

※企画提案書は8部準備すること

(3) 提出方法等

提出書類を健康福祉部高齢福祉課あてに郵送または持参し、PDF データを電子メールにて送信すること。

(企画提案書の様式について)

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型(一部A3版資料折込使用可)のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数は10枚を上限とする。なお、A4版片面の印刷に対して1枚と数え、両面での印刷は2枚と数える。A3版片面印刷についてはA4版片面印刷の2枚と数える。

(企画提案書記載内容について)

企画提案書は、別紙の「第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書」を踏まえ、「第10期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託審査基準」に記載の企画提案書評価項目の内容を項目順に記載すること。(総合評価については記載不要。)

10 審査及び受託候補者の選定方法

(1) 審査の基準及び方法

参加資格要件を満たす事業者について、事務局が一次審査を、第 10 期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託業者選定委員会が二次審査を実施し、第 10 期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託審査基準に基づき評価・採点し、それらの合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。

なお、合計得点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補者とする。また、参加者が 1 者の場合についても審査を実施します。

(2) 一次審査（書類審査及び価格評価）

- ① 業務実績調書記載事項に係る評価点
- ② 提案見積書に係る価格評価点

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行い委員からヒアリングを受けるものとする。

①実施日時（予定）

令和 7 年 6 月 23 日（月）、四條畷市役所内

※二次審査参加依頼書により通知する。

②出席者

3 名まで

※事業者の職員でない者（コンサル等）は出席不可とする。

③実施時間

準備を含むプレゼンテーションの実施時間は、30 分以内とする。

また、プレゼンテーション終了後、委員からのヒアリングを 15 分以内で行います。

③実施方法

提出した企画提案書をもとに説明することとし、電子機器を使用する場合は事業者において用意すること。（スクリーンは除く）

※企画提案書提出時に添付していない資料等の追加は不可。

11 選定結果の公表方法

本市ホームページに、受託事業者の名称及び合計得点を掲載する。なお、次点以降の参加事業者については合計得点のみを掲載する。

12 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第 7 号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

13 契約保証金

本市財務規則に基づく。

14 失格事由

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- (4) 一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション)それぞれの得点が6割に満たなかった場合
- (5) 選考期間中から契約締結までに、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (6) (1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

15 その他留意事項

- (1) 提出物の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
- (2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出物の返却は一切行わない。
- (4) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

16 書類の提出先及び問合せ先

四條畷市健康福祉部高齢福祉課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121<代> 内線685

E-mail：kourei@city.shijonawate.lg.jp